

令和7年蔵王町議会定例会3月会議

令和7年3月5日（水曜日）

出席議員（13名）

1 番	平 間 徹 也 君	2 番	宇田川 敬 之 君
3 番	佐 藤 敏 文 君	5 番	藤 澤 麻衣子 君
6 番	葛 西 清 君	7 番	馬 場 勝 彦 君
8 番	村 上 正 文 君	9 番	今 千 佳 君
10 番	松 崎 良 一 君	11 番	外 門 清 君
12 番	伊 藤 雅 代 君	13 番	村 上 一 郎 君
14 番	佐 藤 長 成 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	村 上 英 人 君
副 町 長	平 間 喜久夫 君
会 計 管 理 者 長	我 妻 敏 君
会 計 課 長	
総 務 課 長	鈴 木 賢 君
防 災 専 門 監	佐 藤 洋 一 君
まちづくり推進課長	高 橋 幸 治 君
町 民 税 務 課 長	川 井 大 文 君
保 健 福 祉 課 長	大 槻 充 夫 君
子 育 て 支 援 課 長	鹿 島 亜 希 君
環 境 政 策 課 長	宮 澤 一 弘 君
農 林 観 光 課 長	佐 藤 敏 彦 君
建 設 課 長	大 槻 健 一 君
病 院 事 務 長	鈴 木 智 子 君

上 下 水 道 課 長	平 間 勝 文 君
教 育 課 長	文 谷 政 義 君
教 育 総 務 課 長	日 下 光 義 君
生 涯 学 習 課 長	佐 藤 孝 志 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	佐 藤 武 憲 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 家 信 行 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤 長 也 君
事 務 局 長 補 佐	相 原 宏 美 君

議事日程 第3号

令和7年3月5日（水曜日） 午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 議発案第1号 蔵王町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 4 議発案第2号 蔵王町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 5 議案第14号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 議案第15号 動産を取得することについて
- 日程第 7 議案第16号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて
- 日程第 8 議案第17号 蔵王町行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正することについて
- 日程第 9 議案第18号 蔵王町職員定数条例の一部を改正することについて
- 日程第10 議案第19号 蔵王町長等の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第11 議案第20号 蔵王町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議案第21号 蔵王町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議案第22号 蔵王町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて

- 日程第 1 4 議案第 2 3 号 蔵王町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正することについて
- 日程第 1 5 議案第 2 4 号 蔵王町企業奨励条例の一部を改正することについて
- 日程第 1 6 議案第 2 5 号 蔵王町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関す
る基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第 1 7 議案第 2 6 号 令和 6 年度蔵王町一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 日程第 1 8 議案第 2 7 号 令和 6 年度蔵王町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 9 議案第 2 8 号 令和 6 年度蔵王町宮財産区特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 0 議案第 2 9 号 令和 6 年度蔵王町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 1 議案第 3 0 号 令和 6 年度蔵王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 2 議案第 3 1 号 令和 6 年度蔵王町国民健康保険蔵王病院事業会計補正予算（第
3 号）
- 日程第 2 3 議案第 3 2 号 令和 6 年度蔵王町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 4 議案第 3 3 号 令和 6 年度蔵王町下水道事業会計補正予算（第 4 号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

○議長（佐藤長成君） 皆様、おはようございます。

議会、27日、3月議会開催してから今日で1週間ほどになりました。本当にお疲れさまでございます。昨日もまた議員各位には各常任委員会の会議ということで、連日お疲れさまでございます。

先週あたり、大分気温が上昇して、4月下旬から5月あたりの気温まで上昇したんですけれども、昨日からがらっと変わって、また冬に逆戻りということで、今朝はこのように雪も積もるような気候になりました。こういう気温を繰り返しながら、春も近づいてくるんだなと、そんなふうに思っております。

実は、今朝も新聞を、目を通してきましたけれども、岩手県の大船渡の火災、大きく報道されておりました。火災発生、26日に発生してから今なお鎮火しないということで、大変、大船渡では大惨事、火災になっているなど、そんなふうに見てきました。そこで、消防のほうで緊急消防援助隊というものを各県から応援をいただいているということで、宮城県からは11消防から応援体制を取って、支援体制を取っているということであります。今朝、仙南広域に確認をしたところ、第1次から第2次、今は第3次で派遣されているそうであります。そして、10名体制で3泊4日で消火活動に当たっていると、24時間体制で当たっているということでありますから、消防隊員の皆様には本当にお疲れさんだなと思っております。

今日のこの雨で、今朝向こうから広域のほうに電話が入りまして、うっすら雪が積もっているというような状況になっているようであります。この雪で、そしてあと雨になるというような予報でありますから、この雨でその火災の鎮火に結びつけるのだったらいいなと思っております。そして、84棟も住宅火災に、延焼しているということで、地元のそういった被災された方々に本当にお見舞いを申し上げたいなと思っております。そして、1名の方が亡くなられたという、犠牲者が出ているということでもありますから、これ以上被害が大きくならないように願っているものであります。

そんなことで、今日は本会議ということで、条例改正から令和6年度の補正予算計上されますので、どうぞ慎重審議に当たっていただくようお願いを申し上げます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますから、議会は成立いたしました。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤長成君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、12番伊藤雅代君、13番村上一郎君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（佐藤長成君） 日程第2、諸般の報告をいたします。

去る2月28日の予算特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に馬場勝彦君、副委員長に外門 清君がそれぞれ互選されましたのでご報告いたします。

次に、本定例会3月会議に外門 清君から議発案第1号、村上一郎君から議発案第2号の2件が提出され、これを受理し議案としてお手元に配付のとおりであります。

次に、佐藤敏文君から仙南地域広域行政事務組合議会定例会の報告がありましたので、お手元に配付のとおりであります。

次に、松崎良一君から宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告がありましたので、お手元に配付のとおりであります。

次に、町長から議案第26号令和6年度蔵王町一般会計補正予算（第11号）について訂正の申出があり、これを許可しましたので、正誤表としてお手元に配付のとおりであります。

次に、本日の会議に説明員として出席を求めた者の職、氏名については、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議発案第1号 蔵王町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正することについて

○議長（佐藤長成君） 日程第3、議発案第1号蔵王町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。11番外門 清君、登壇願います。

〔11番 外門 清君 登壇〕

○11番（外門 清君） 提案理由の朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

議発案第1号

蔵王町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正することについて

蔵王町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年3月5日 提出

提出者 蔵王町議会議員 外 門 清

賛成者 蔵王町議会議員 佐 藤 敏 文

賛成者 蔵王町議会議員 馬 場 勝 彦

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び刑法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

なお、改正条文及び新旧対照表については、議案書に添付のとおりであります。

以上で説明とさせていただきます。先輩同僚議員の賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） それでは、提出者の趣旨説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。どうぞお戻りください。

それでは、続いて討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議発案第2号 蔵王町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて

○議長（佐藤長成君） 続きまして、日程第4、議発案第2号蔵王町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。13番村上一郎君、登壇願います。

〔13番 村上一郎君 登壇〕

○13番（村上一郎君） 提案理由の朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

議発案第2号

蔵王町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて

蔵王町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年3月5日 提出

提出者 蔵王町議会議員 村 上 一 郎

賛成者 蔵王町議会議員 松 崎 良 一

賛成者 蔵王町議会議員 葛 西 清

提案理由

国家公務員の特別職の給与改定に準じて、議会議員の報酬の額及び期末手当の支給率を改定するため、条例の一部を改正しようとするものである。

なお、改正条文及び新旧対照表については、議案書に添付のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。先輩同僚議員の賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 提出者の趣旨説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。どうぞお戻りください。

続いて討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第14号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第5、議案第14号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） 皆さん、おはようございます。

ただいま上程されました議案第14号人権擁護委員候補者の推薦について議会の意見を求めることについて、提案の理由をご説明申し上げます。

人権擁護委員村上新一氏は、令和7年6月30日をもって任期満了となるので、同氏を再度人権擁護委員候補者に推薦しようとするものであります。

村上新一氏は、人権擁護委員を5期務め、その人格、識見とも周知のとおりであります。したがって、人権擁護委員として最適任者であると思われますので、原案どおりご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第6 議案第15号 動産を取得することについて

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第6、議案第15号動産を取得することについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第15号動産を取得することについて、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、学校生活における熱中症対策のため、町内3中学校の体育館に設置する移動式エアコンを購入することについて、蔵王町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細等につきましてはご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君）　ありがとうございます。

今回、体育館にこうした移動式のエアコンを設置するというので、本来ならエアコンを体育館内に整備する、こういう設置型といいますか、そうしたことが求められているわけでありますけれども、なかなかこれは困難ですので、こうした中で移動式を今回2台設置するというですけれども、こういったものの活用の仕方、どう今後していくのか、その辺について伺いしておきたいと思います。

○議長（佐藤長成君）　教育総務課長。

○教育総務課長（日下光義君）　お答えいたします。

ただいま議員からご質問がありましており、今回は3つの中学校にそれぞれ体育館に移動式のエアコンを2台ずつ設置するというので準備を進めているものとなっております。

実際の活用につきましては、中学校ですので体育の授業の休憩の時間とか、あるいは場合によっては猛暑により体調を崩した場合の休憩の時間というようなときに活用するほか、部活動を実施する場合に、その場合の同じく休憩の時間などに活用するというのを現在想定して進めているところであります。

ちなみに、昨年7月から9月までの間、宮中学校において実証実験をしたわけですが、その際にも同じような活用の仕方をしまして、その後に、終了後、生徒並びに教職員からアンケートを取った結果としましては、大変有効に活用できるという回答をいただいているところであります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君）　10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君）　ありがとうございます。

昨年、山形県でも、やはり部活動終わって、その後帰宅途中に具合が悪くなって亡くなられたというような、そういう事態もございますので、大変有効と考えておりますけれども、この使い方、あるいは部活動の在り方の中で、2台をそのまま稼働していくものなのか。それともやっぱり、その内容によっては1台だけで済むものなのか。そうした使い方をもう少し、詳細を、していただければなと思います。

確かに柔剣道の、あるいは部活動において、こうしたことがあれば安心してそうした授業も何もできるわけでございますので、今後そうした使い方を、よく、活用していただくためにもしっかりとその辺については考えていただきたいなと、こんな考えもございました。

あともう1点は、やはり工事はしなくてはいいいとは思いつながら、大変大きな電圧というか、

そうしたコンセント類、単相系になるのかなと思いますけれども、その辺のところは心配なく、そうした工事なく設置できるものなのかどうか、その辺についてもお答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 教育総務課長。

○教育総務課長（日下光義君） お答えいたします。

具体的な使用の仕方ということですが、昨年実験をしたときには、体育館の前方とそれから後方、それぞれに1基ずつを配置しまして活用させていただいたところです。ですので、ただいま議員からご指摘がありましたとおり、例えば部活動がその日は1つしかないということで体育館を半分しか使わないというようなことがあれば、1基だけを稼働させるということも想定されるところであります。

それから、電圧などの関係なんですけど、今回選定しました機種につきましては、100ボルトの通常のコンセントで利用できる機種ということで選定させていただいております。これよりも出力の強い機種ですと200ボルトの機種もあるわけですが、そうなりますと電気工事などが大規模に必要になってしまうということもありますので、今回の機種の場合は、100ボルトでコンセントだけアース付のものに取り替えれば使用が可能ということで、この機種を選定させていただいたところであります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君） ありがとうございます。

カロリーというか出力的にもかなり大きいものなのかなとちょっと想定したものですから、そのような質疑をさせていただきました。

大変、6台という形になって金額的にもかなり大きいものになっているんですけども、この辺のところは避難所としても使えるそうした装置でもありますので、いわゆる財源的なそうした措置等も活用できたのかどうか、その辺もしお答えできればお伺いしておきたいと思っています。

○議長（佐藤長成君） 教育総務課長。

○教育総務課長（日下光義君） お答えいたします。

今、議員からご指摘がありましたとおり、確かに体育館というのは一般的に避難所ということで指定されている事例が数多くあるかと思います。そういったことを受けて、国としては避難所とされる体育館に、空調設備を設置する場合の補助事業というものも存在はしております。ただし、そちらの補助事業を活用するに当たっては、据置き型の空調機器を設置する

ことがまず一つの条件と、それからもう一つが断熱性能、きちんと設置されている体育館でなければならないということがありますので、そちらの補助金を活用しようとした場合においては、体育館の断熱工事をまず先にやらなければならないということになりまして、経費がとても大きなものになってしまうということもあるものですから、今回はそちらの補助事業には手を挙げずに、一般財源で対応させていただきたいということで提案させていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。12番伊藤雅代君。

○12番（伊藤雅代君） 今のクーラーの使い方なんですけれども、私が、体育館じゃないんですが、実際教室の中でクーラーを使うときに、扇風機も同時に使っていました。そうじゃないと部屋の中が冷えないんですね。しかも教室に2台あるところと4台設置したところと比べると、体感温度が2度から3度違うんですね。体育館の場合に大きい移動式クーラーを使った場合に、扇風機も同時に使っても大丈夫な状況なのか。またはその使うような想定をしていたのか、ちょっとお尋ねしたいなと思いました。

○議長（佐藤長成君） 教育総務課長。

○教育総務課長（日下光義君） お答えいたします。

今回はこの移動型の空調機器を導入するということなんですが、体育館というどうしても天井が高くて空間がとても広いということがありますので、その空間全体を冷やすというのはなかなか現実的には難しいと。それをしようとする、かなり大型の空調機器を設置しなければならないということになりますので、現在想定しておりますのは、この移動式のエアコンの前方の空気の吹き出し口、そういったところで体を冷やしたり、体を休めたりするということの想定を現在しております。したがって、扇風機とかそういったものを使ってしまうと、せっかく出てきた冷風が飛び散ってしまって、全く効果が見えなくなる部分が考えられますので、そういった活用の仕方については現在考えておりません。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 教育長。

○教育長（文谷政義君） 私からも補足させていただきたいと思います。

私も実際に行ってその冷風機の前にずっといたりして確認をいたしました。冷風はその場所から5メートルから七、八メートルぐらいまで出ます。それは冷風が感じられます。それで、それを2台こちら側とそちら側に置いて、両方から冷風を送る感じ、そうすると、子供たちがそこで活動しているんですが、その近くの子供たちはある程度涼しい。ですので、あ

と、時間を見ながら冷風が必要なときにまたそこに来て冷風を受ける、そんな形の活用で、2台あると結構その辺のところは、下の低いところですが、活用はできるのかなと。ただ、上のほうまでちょっと広いので、なかなか気温を下げるまでにはいかないかなとは考えております。よろしくお願いします。

○議長（佐藤長成君） 12番伊藤雅代君。

○12番（伊藤雅代君） ありがとうございます。体育館全体を冷やすというわけではなくて、体感温度というところで、冷風が来たところからまたさらに風を送っていくと、その風が広がるのかなというところで、体感温度を計測した経験がありましたのでちょっとお話しさせていただいたんですが、工夫していただければと思います。

○議長（佐藤長成君） 教育総務課長。

○教育総務課長（日下光義君） お答えいたします。

ただいまのご提案いただきましてありがとうございます。実際に活用する場面が来たときに、もっと効果的な活用の仕方がないかということで、ただいまご提案をいただきましたので、そういった場面場面で状態を見ながら活用させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。7番馬場勝彦君。

○7番（馬場勝彦君） 大変いいことかなと思って、前にも説明を受けていたんですが。これで一番問題は、今日議決を取って発注になると思うんですが、これの納期というのはいつになっているのか、その辺ちょっと説明いただきたいなと思います。

○議長（佐藤長成君） 教育総務課長。

○教育総務課長（日下光義君） お答えいたします。

現在は、議員ご指摘のとおり仮契約の状態ということになっております。本日議決をいただきましたら本契約ということになるわけですが、今日時点で本契約になった場合の、実際に納品可能な時期ということで確認はさせていただいております。6月中には納品可能ということで確認をしておりますので、本格的な夏が始まる前には全ての中学校に設置できるということで準備を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 7番馬場勝彦君。

○7番（馬場勝彦君） ありがとうございます。もう少し早くならないかなと思っておりました。というのは、5月連休過ぎちゃうとやはり気温が30度を超す可能性は否定できないので、やっぱりそういう部分も考えたり、あと5月というのは中学校特に総体前になるので、

やはり体育館を活用する機会も増えるのかなと思っておりましたので、6月と言わず、業者さんとやっぱり交渉していただいて、せめて5月の連休明けあたりにはもう納品できるように進めていただきたいなと思いますので、それについてちょっと答弁をいただきたいなと思います。

○議長（佐藤長成君） 教育総務課長。

○教育総務課長（日下光義君） お答えいたします。

確かに、今ご意見ありましたとおり、今は5月といえども夏日を迎えるという日が増えてきているという現状があります。ただし、現在全国各地でこの機種について発注が殺到しているというような状況がある中で、最低限少なくとも6月までには納品するということ、業者のほうと対応させていただいておりましたが、ただそうは言いましても、入札については既に終わっている案件でもありますので、できる限り早く納品できるように事業者とは調整をさせていただいて、ご希望に応えられるように進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）それでは、ほかに質疑ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第16号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第7、議案第16号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第16号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて、提案の理由をご説明申し上げ

ます。

本案は、刑法の一部改正により「懲役」及び「禁錮」が廃止され「拘禁刑」が創設されることに伴い、関係する5つの条例を改正する必要があることから、条例を制定しようとするものであります。

なお、詳細につきましてはご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第17号 蔵王町行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正することについて

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第8、議案第17号蔵王町行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正することについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第17号蔵王町行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正することについて、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、蔵王町行政手続における個人番号の利用及び特定の個人情報の提供に関する条例など、3つの条例において引用する条項を改めるため条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、詳細につきましてはご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第18号 蔵王町職員定数条例の一部を改正することについて

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第9、議案第18号蔵王町職員定数条例の一部を改正することについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第18号蔵王町職員定数条例の一部を改正することについて、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、認定こども園の設置に伴い職員配置の見直しを図るとともに、今後の安定した行政運営を遂行する職員体制を確保するため条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、詳細につきましてはご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第19号 蔵王町長等の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を

改正することについて

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第10、議案第19号蔵王町長等の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第19号蔵王町長等の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正することについて、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、国家公務員特別職の給与改定に準じて町長、副町長及び教育長の給与を改定するため条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、令和6年4月1日に遡って、給料月額を町長が9,000円、副町長が7,000円、教育長が6,000円引き上げるものであります。また、期末手当の支給率を0.05月分引き上げ、年3.4月分から年3.45月分にするものであります。

今年度については、遡って12月の支給率を0.05月分引き上げ、来年度以降については年3.45月分となる支給率を6月及び12月でならし、それぞれ同率の1.725月分にするものであります。

なお、詳細等につきましてはご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 2 0 号 蔵王町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて

日程第 1 2 議案第 2 1 号 蔵王町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて

日程第 1 3 議案第 2 2 号 蔵王町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第11、議案第20号蔵王町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、日程第12、議案第21号蔵王町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて、日程第13、議案第22号蔵王町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、以上 3 件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま一括上程されました議案第20号から議案第22号まで、3 件の議案について提案の理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第20号蔵王町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、令和 6 年人事院勧告に沿った国家公務員一般職の給与改定に準じて、本町の一般職の職員の給与を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、給料月額について令和 6 年 4 月 1 日に遡り、若年層に重点を置いて引き上げるほか、期末手当及び勤勉手当の支給率をそれぞれ0.05月分引き上げ、それらを合わせた支給率を年4.5月分から年4.6月分にするものであります。

また、給与制度のアップデートとして令和 7 年 4 月から俸給表の切替え、扶養手当、地域手当及び管理職員特別勤務手当を改正しようとするものであります。

次に、議案第21号蔵王町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについては、企業職員に適用される給料表を議案第19号と同様に改定するものであります。

次に、議案第22号蔵王町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについては、本町の一般職の職員の給与改定に併せて会計年度任用職員の給与を改定するものであります。

以上、一括上程されました各議案について提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては主管課長に説明させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 続いて、主管課長より詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木 賢君） それでは、一括上程されました議案第20号から第22号までの詳細説明をさせていただきます。

議案書の13ページから66ページまでとなります。

まず、議案第20号でございますが、昨年8月の人事院勧告に沿った国家公務員の給与改定に準じて、本町の一般職の職員の給与についても同様の改定をするために条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、改正の主な内容について、2点説明をさせていただきます。

まず、1点目の改正でございますが、月例給の改正であります。初任給を、高卒で2万1,400円、率にして12.8%引き上げ18万8,000円に、大卒で2万3,800円、率にして12.1%引き上げ22万円にするなど、若年層に重点を置きつつ、おおむね30歳代後半までの職員に重点を置いて、全ての職員を対象に全俸給表を引き上げ改定するものでございます。

なお、行政職給料表の平均改定率は、1級が11.1%、2級が7.6%、全体で3%であり、引き上げの時期については勧告に従い令和6年4月に遡及して実施するものでございます。

次に、2点目の改正でございますが、期末勤勉手当、いわゆるボーナスの支給率について、再任用職員以外の職員は年4.5月分から年4.6月分に、再任用職員は年2.35月分を年2.4月分に引き上げる改定であります。

具体的には、期末勤勉手当の支給率を令和6年度では12月期の支給率を再任用職員以外の職員で0.1月分、再任用職員で0.05月分引き上げ、令和6年度以降は引上げ後の支給率について6月と12月でひとしくならそうとするものでございます。

実際の給料、手当の支給につきましては、2月分まで現行の金額及び率で支給しておりますので、本日可決決定をいただきましたならば、その後月末に差額として生じる金額を一括支給したい考えでございます。

議案書13ページをご覧ください。

この一部改正条例は、大まかに申しますと議案13ページから25ページ中段までの第1条による改正部分と、25ページ中段から50ページまでの第2条による改正部分で構成されております。

第1条による改正は令和6年4月に遡る改正、第2条による改正は令和7年4月から適用される改正であり、施行期日を異ならせた改正を1つの改正条例で行ういわゆる2段ロケット方式と呼ばれる改正の方法を取っております。

それでは、審議資料、新旧対照表の15ページをご覧ください。

第1条による改正は、先ほど申しました令和6年4月に遡る改正でございます。

第9条の3第1項第1号の改正は、医療職給料表（1）の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員補充が困難であると認められる職に支給される初任給調整手当の改正であり、月額を1,000円引き上げるものでございます。

第19条第2項は職員の期末手当の支給率の改正、同3項は定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給率の改正でございます。

16ページの、第20条第2項第1号は定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の勤勉手当の支給率の改正、同2号は定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給率の改正でございます。

続いて、新旧対照表の17ページから32ページ中段までにわたって記載してございます別表第1、第2は給料月額を規定しているものであります。改正の内容は既に申し上げたとおりでございます。

それでは、新旧対照表の32ページ中段をご覧ください。

第2条による改正は、先ほど申しました令和7年4月から適用される改正でございます。

まず、第9条の2第2項の改正は地域手当の改正でございます。級地が1級地から7級地までの7段階であったものを5級地までの5段階に削減し、あわせて支給割合の引下げを行う改正でございます。

なお、激変緩和措置として、議案書の39ページ下段、附則第6項、令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置により4年間で段階的に実施されるものでございます。

新旧対照表33ページの第10条の改正は、扶養手当の改正でございます。配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化への対応及び子を有する職員に対する生計費の補填を充実させるため、配偶者に係る手当を廃止し、子に対する手当を1万3,000円に引き上げる改正でございます。

なお、議案書39ページ中段、附則第5項、令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置により2年間で段階的に実施されるものでございます。

新旧対照表34ページの第11条については、規則で定めることとするため削除するものでございます。

36ページの最終行から37ページにかけての第18条の2の改正は、管理職員特別勤務手当の改正でございます。勤務実態に応じた適切な処遇を確保するため、管理職員の平日深夜勤務に対する手当の支給対象時間帯を拡大する改正でございます。

37ページの第19条の改正は期末手当の改正で、38ページの第20条の改正は勤勉手当の改正でございます。その内容は、先ほど申し上げましたとおり、期末勤勉手当の支給率を6月と12月でひとしくならそうとするものでございます。

39ページの第21条の2の改正は、定年前再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員について、初任給、昇格、昇給等の基準、条例第5条第3項から第10項まででございますが、こちらの改正、あとは扶養手当、条例第10条の規定は適用しないこと、さらに短時間勤務職員については、住居手当、条例第11条の2の規定についても適用しないとする改正であります。当該改正により定年前再任用短時間勤務職員について、住居手当の規定について適用されることになります。

続いて、新旧対照表39ページから54ページにわたって記載しております別表第1、第2は、議案書39ページ中段上の、附則第4項、号給の切替えに係る改正で、俸給の最低水準の引上げ及び職責重視の俸給体系への見直しのため、初号近辺の号俸をカットして号給の初号の額の引上げを行う改正でございます。号給の切替え表については、議案書40ページから50ページの附則別表、号俸の切替え表のとおりであります。

議案書の52ページをお開きください。こちらは52ページから62ページまでの改正分になります。

議案第21号でございますが、一般職の職員の給与改定に併せて企業職員の給料についても国の制度と同様に改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

第20号と同様に、第1条による改正は令和6年4月に遡る改正、第2条による改正は令和7年4月から適用される改正であり、施行期日を異ならせた改正を1つの条例で行う改正の方法を取っております。

この条例は、本町の場合、上下水道事業職員に適用される給料表を定めたもので、内容は行政職給料表と同様でありますので、説明は割愛させていただきます。

議案書64ページをお開きください。

議案第22号でございますが、一般職の職員の給与改定に併せて会計年度任用職員の給料につ

いても国の制度と同様に改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。令和6年4月1日に遡る給料月額の改正でございます。

別表第1の会計年度任用職員給料表のみの改正であり、給料月額は行政職給料表の1級、2級それぞれの50号俸までと同額でございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

一括議題といたしました3件に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論、採決に入るわけですが、討論、採決につきましては議案ごとに行いますのでよろしくお願いいたします。

初めに、議案第20号蔵王町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号蔵王町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号蔵王町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（佐藤長成君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き審議を行います。

日程第14 議案第23号 蔵王町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第14、議案第23号蔵王町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第23号蔵王町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、栄養士法及び厚生労働省の定める基準省令の一部改正に伴い、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置できるようにするほか、保育士の配置基準を改めるため条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、栄養士の資格を持たなくても管理栄養士資格の取得が可能となったことから、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置できるようにするほか、家庭的保育事業における満3歳以上の児童数に対する保育士の配置基準を改めるものであります。

なお、詳細につきましてはご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。13番村上一郎君。

○13番（村上一郎君） それでは、私なりに確認をさせていただきます。今回、管理栄養士も加えらなっている提案理由の説明ですけれども、こういう改正をすることになった理由とか背景はどういうところにあるんでしょうか。お願いします。

○議長（佐藤長成君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（鹿島亜希君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁でも申し上げたとおり、栄養士法の改正が令和6年ございまして、栄養士の免許を受けたものでなければ栄養士管理試験を受けることができなかったのですが、管理栄養士、施設の卒業者については栄養士の免許の取得が不要となったことに伴いまして、今回改正をするものでございます。

以上となります。

○議長（佐藤長成君） 13番村上一郎君。

○13番（村上一郎君） そうですね、提案の理由は大体そういうところなんですけれども、もっといういろいろ世の中の動き、保育に関する事業のさらなる高度な展開が必要とかそういう背景があってこのようになってきているのかなという、そんな感じも思ったりしたんですけれども、その辺を今お聞きしました。

今回こういう、管理栄養士も加えるということでもありますけれども、今申し上げたとおり保育に関してさらに質の高い事業が展開できるんだよというふうに捉えていいのかなんですけれども、それについてはどうなのでしょう。

○議長（佐藤長成君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（鹿島亜希君） お答えいたします。

議員ご指摘の内容でございますが、今回あくまでも栄養士法の改正によりましてこの条例を改正するものでありまして、保育の質を上げるためとかという背景というのは特に勘案しておりませんので、あくまでも栄養士法の改正に伴いまして、家庭的保育事業所というのは蔵王町には現在存在はしていないんですけれども、条例に上程していることから今回栄養士法の改正に伴い一部改正するものでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 13番村上一郎君。

○13番（村上一郎君） 分かりました。保育園の運営、運用がさらに高まるとかそういうのじゃなくて、あくまでも法律改正だということで理解してよろしいんですね。

そのほかにも配置の人数が今まで30人、20人から15人とか、30人から25人にするとか、そういう配置の人数の振り分けも、少なくなっているようなんですけれども、こういうのもやはり質の高い保育にすることにつながるのか、それとも今の少子化の時代に倣った形でこのようにするのか、その辺もちょっと、いろいろ考えたりもしていたんですけれども、この

少なくする、そういった理由についての説明をいただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤長成君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（鹿島亜希君） こちらの人員配置の改正でございますが、国でこども未来戦略という、安心して子供を預けられる体制の整備を急ぐということで、国からの通知がございました。そうしたことにより、今まで4・5歳児につきまして30人に対して1人の先生だったところが、25人に対して1人の先生という改善や、それから3歳児については20人に1人の先生の配置だったところが、15人に対して1人ということで、国のこども未来戦略という通知におきまして、制度発足以来75年間改正がなかったんですが、こういった国の施策によりまして今回の条例改正に至ったことでございます。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）ほか質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第24号 蔵王町企業奨励条例の一部を改正することについて

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第15、議案第24号蔵王町企業奨励条例の一部を改正することについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第24号蔵王町企業奨励条例の一部を改正することについて、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、企業奨励金の交付期間を3年から5年に延長するほか、新たに用地を取得した企業への用地取得助成金を創設することにより本町への企業進出を促進し、産業の振興と雇用の拡大を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、主管課長に説明させますので、慎重にご審議の上、原案どおり

可決決定くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 続いて、主管課長より詳細説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（高橋幸治君） 議案第24号蔵王町企業奨励条例の一部を改正することについて詳細説明をさせていただきます。

議案書は69ページとなります。

本町では、蔵王町企業奨励条例に基づく奨励制度により、企業誘致に取り組んでおります。社会情勢が大きく変化する中、今後本町が県内における企業誘致の優位性を確保し、本町に進出する企業及び既存企業の新たな設備投資を促すことにより、産業振興と雇用機会の創出を図ることを目的として改正を行おうとするものです。

審議資料、新旧対照表の69ページをお開きください。

現在、第5条には第1号に企業奨励金と、第2号に雇用奨励金の2つの奨励制度が定められておりますが、そのうち企業奨励金の内容を第6条で見直すほか、第3号に用地取得助成金を加えるものであります。

次に、第6条本文の改正ですが、現行の企業奨励金は初年度の固定資産税相当額を3か年に分割して交付していたものを、改正後は各年度の固定資産税相当額を5年間交付するように改正するものであります。

次に、第8条に用地取得助成金に関する条文を加え、新設、増設に伴い取得した3,000平米以上の土地であって、建築面積が1,000平米以上の事業所の建設があることのほか、土地の取得から3年以内に事業開始することを要件として、用地取得価格の10%を助成し、上限を1億円とするものであります。

また、8条に条文を加えたことにより、9条以下に条番号のずれが生じたので、条の繰下げを行うものであります。

なお、改正後の企業奨励制度は、令和7年4月以降に申請のあった事業に対して適用しようとするものです。

以上、詳細説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。8番村上正文君。

○8番（村上正文君） 今回の改正案によって企業奨励金は5年間の交付になると。そして交付金額について見ると、現行は3年間の交付総額に対して、改正案では約5倍の奨励金額になるということでございます。また、新たに用地取得助成金も1億円を限度として交付する制

度になるということ。さらに、令和6年の3月会議においては、工場立地法に基づく準則を定める条例の制定が可決されまして、一定面積規模の特定工場について敷地面積に対する緑地面積率等が緩和されております。これらによって、立地を希望する企業にとっては非常にメリットが大きくなるだろうなと考えるところでございますが、これまでこの改正の動機については、先ほどの詳細説明にもありましたが、隣接市町の奨励金制度に比べて見劣りがするのために優位性が低いと、こういう説明でございました。今回の改正案によってそのレベルというのは、隣接市町に肩を並べるぐらいのレベルになるのか、あるいは隣接市町を超えるレベルになるのか、その辺の認識についてお伺いをいたします。

○議長（佐藤長成君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（高橋幸治君） お答えいたします。

まず企業奨励金につきましては、仙南の各所で実施をしている市町村としていない市町村でございますけれども、実施をしている市町村の中では同等という形になります。

また、用地取得助成金につきましても、実施をしている市町村としていない市町村、これもございますけれども、している市町村の中では同じレベルといたしますが、同じレベルの市町村もございますけれども、高い、トップランナーといたしますか、そういった形になりますのでよろしく願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 8番村上正文君。

○8番（村上正文君） ありがとうございます。それで、町では年2回東京と名古屋で全県的に企業誘致活動を展開する企業立地セミナーに参加をされております。本町でも町長自ら参加企業に蔵王町のPR活動を行っておりまして、今回のこの案での奨励金制度の充実というのは大きなアピールポイントになるのではないかなと考えますけれども、そういう中で工場用地については確保されていないわけでございます。そういうことで、企業立地セミナーなどにおいてもこれまでどおり工場用地については、オーダーメイド方式として誘致を図っていくという考えなのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） どのいわゆる企業立地セミナー等々に行っても、名古屋へ行っても、東京へ行ってもそうありますが、オーダーメイドでやっているというのは蔵王町、一部の市町村、一部の町ぐらいであって、大体団地を設けて、工業団地を設けているところが多いということであります。村田町なんかでも今工業団地を進めていると。簡単に言うと、村上正文議員よく分かると思いますが、お金があれば造りたいんです。だから、ずっとオーダー

メードでやってきていますが、ただ見込みが、間違いなく、蔵王町さんぜひひとつ取得して、この面積ぐらい確保してくれないかという、裏でそういう話があったときは、もう思い切って町のほうも考えていきたいと思っています。ただ、今の現段階では、ちょっと中学校がある程度収まるまでは、ちょっと難しいかなと。まだオーダーメード方式で考えていかなければと。ただ、さっき言ったような方法で、何点か今、この工業の団地を造成していくところが二、三か所ありますので、そこで相手方によっては思い切って取得をしてきて、またあと地権者の方々にも、二、三回説明もさせてもらっていますので、一気に前に進めるようであれば進んでいきたいなと思っています。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君） 何点か確認になるかもしれませんが、今回の用地取得助成金ということで、こうした条例の内容が変わってまいりましたけれども、いわゆるこれまでこの企業として蔵王町に入ってきて、様々な企業のそうした支援を受けている企業が、新たにそこから増設あるいは広げていった場合にも同じようにこうしたことが該当するものなのかどうか、その辺について確認させてください。

○議長（佐藤長成君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（高橋幸治君） お答え申し上げます。

企業奨励条例の要件ございまして、投下固定資産が3,000万円以上、あと常時雇用が5人以上という、新設増設のその要件に合致して、町が企業のほうに指定すれば該当していくというような形になりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君） ありがとうございます。

なかなか企業的には厳しい時代ではございますけれども、やはり企業によっては増設なり、あるいは人員を増やしていく、そうしたところの企業もやや出てきているのかなと感じたものですから伺いました。

先ほどの課長答弁の中で、5人以上、このような決まりをつくりましたというお話もございましたけれども、これ5人以上とするところの根拠はどうしたところから出されて提案されているのか、その辺について確認させてください。

○議長（佐藤長成君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（高橋幸治君） お答えいたします。

現行の企業奨励条例のほうで規定されている部分でございまして、そういったことでお答

えさせていただきます。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。13番村上一郎君。

○13番（村上一郎君） それでは、私も確認をさせていただきます。

今、先輩同僚議員の質疑も、追加で私も確認をするんですけれども、当然現状の企業奨励金の条例では他と見劣りするということで、今回、今までの2つにさらにプラスして用地取得助成金も設けたということですよね。3,000平方メートル以上の取得、それから建築関係では1,000平方メートル以上の事業所の建設だということなんですけれども、たまたま、隣の村田町のほうをちょっと見させていただきました、村田町の企業奨励を進める条例では中小企業もあるよということで、中小企業の事業者にとっては3,000平方メートル、1,000平方メートルという分け方にさらに中小企業では半分でもいいという、ですから3,000平方メートルの土地であれば1,500平方メートルの土地の取得、それから建物であれば1,000平方メートルではなくて500平方メートルでも中小企業であれば対象にしますよと条例になっているみたいなんですけれども。ですからその辺をもう少し、さっき課長が答弁でおっしゃっていましたが、従業員が5人以上ということになっていますので、やはり5人以上、10人ぐらいの企業が入りたい、立地の条件で入りたいというふうにした場合、3,000平方メートルの土地、それから建物は1,000平方メートルの建物というふうに大きくしてしまうと、5人、10人ぐらいの企業が果たしてそれに合致するかどうか、どうなのかなという、ちょっと疑問に思ったところもありました。その辺について、いろいろ見劣りするということで、他の市町の企業の奨励の条例なんかも恐らく比較されたと思うんですけれども、それについて少し見解、方向性をちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（佐藤長成君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（高橋幸治君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、ほかの市町村ではそういった要件を設けているところもございます。今回検討した中では、ある程度大きな企業誘致を想定して、今回の用地取得の上限額のほうも引き上げたところでございます。考え方としては、大きい規模の企業の誘致を重点的にという部分を考えているので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 13番村上一郎君。

○13番（村上一郎君） 分かりました。大きい企業を対象にしての優位性を保っての条例改正だと、課長の答弁はなるのかなと思いますけれども。

蔵王町の条例で指定する奨励の対象の企業のほうは、やはり固定資産額が3,000万円以上の

企業、それから常時雇用する従業員が5名以上ですよね。ですから、それからすると今回改正する条例、用地取得の条例をそのままですと、確かに大きい企業だけになってしまうんだと、今ちょっと思ったんですけれども。そういった場合に、やはり正文議員が質問されましてけれども、やはり大きい企業であれば当然受け入れるある程度の土地を確保したところがないと、企業も入りにくいんだなと思います。その辺はやはり、もう少し踏み込んだ考え方で、これから企業誘致を進めないと駄目なのかなと思っています。

あと、今回この企業奨励条例の関係で3つ奨励金を設ける、助成金を設けるというふうになるんですけれども、雇用奨励金とそれから今回設ける用地取得助成金は条例で今回定めるんですよ。ただ、企業奨励金のほうは、どこにあるのかと思ったら規則になっているんですね。ですから、なぜこの企業奨励金だけ規則になったのか、これまでそのようにしてきたんでしょうけれども、ならば今回条例のほうに金額とか、額はやっぱり統一したところで条例の中に入れるべきではないのかなという、そんなちょっと疑問も思ったんですけれども。その辺はなぜこの規則で分けないと駄目なのか、これももう少し確認しておきたいなと思います。

○議長（佐藤長成君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（高橋幸治君） お答えいたします。

現行の企業奨励条例の施行規則の中で、そちらのほうで具体的な交付の内容、そちらが定めてございます。今回、大幅な改正になることよりも、最小限にとどめるためにも規則のほうで定めさせていただいたところでありますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 13番村上一郎君。

○13番（村上一郎君） 規則で定めるということですから、今回条例が改正するのであれば規則のほうも同時に改正して交付するということで理解していいのかなと思いますけれども。

あと、雇用奨励金なんですけれども、これは条例で見ますと来年令和8年の3月31日で終わるんですね。ですから1年後にまた終わってしまうんですけれども、当然これを条例に基づいて1年後に雇用奨励金はなくすというわけには、やっぱり優位性を保つのであれば直さないと駄目だと思うんですけれども、その辺は当然検討されての今回なのか。今回改正するのであれば、この辺も期間をもう少し延ばした形で改正すべきだったのかな。そうしないと1年後にまた、企業奨励条例の改正が1年後に出るんでないのかなと、そんな疑問も持いましたので、それについての確認をいたします。

○議長（佐藤長成君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（高橋幸治君） お答えいたします。

こちら議員ご指摘のとおり令和8年4月、期限が来年度ですね、改正しなければ制度は継続しないわけですが、議員全員協議会でも申し上げましたとおり、雇用奨励金の内容につきまして今回改正しておりません。そういった内容の改正も含めまして、今回は雇用奨励金のほうは改正をしないで、企業奨励金と用地の一部取得の助成金のほうを改正させていただいたということで、ご理解のほうよろしく願いいたします。

○議長（佐藤長成君） ほか、質疑ありませんか。1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） ちょっと、内容のほう先輩議員のことでいろいろ分かったので理解したので、ちょっと可能性というか、例えばこの条例を使いたいという企業が、同時に2件とか3件とか出てきた場合というのはどういった判断とかというのは想定しているんでしょうか。

○議長（佐藤長成君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（高橋幸治君） お答えいたします。

企業奨励条例の定めの中で、奨励対象企業の指定という部分がございます。それに該当してくれば2件でも3件でも、立地される、増設されることは喜ばしいことですので対象にしていくという形になるかと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤長成君） 1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） そうなんですね。一応、そんなことはなかなかないと思いますが、でも、やっぱり5年間、仮に来たとして、全額固定資産税を町で見るわけですから、その限度があるのかなと私は思うんですよ。その限度額、やっぱりある程度町のほうで考えておいたほうがいいのかなと。だって、5年間は町の持ち出しに全部なっちゃうんですから。収入額だけ増えて、需要額には算定されないわけですから、その分持っていかれちゃうわけでしょう。その辺の金額の試算とかというのはしていますか。

○議長（佐藤長成君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（高橋幸治君） 基準財政収入額の金額の試算ということでしょうか。しておりますけれども。

今回、先ほど村上議員から5倍程度になるというお話もいただいたところですので、その分は想定は、今相談のある企業が該当してくれば、そういったところの想定はしているところではございます。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。7番馬場勝彦君。

○7番（馬場勝彦君） 町長に伺います。こうやって企業が誘致しやすい条例に変えていくのは私は賛成なんです。ただしこういうのは、結局全国いろいろなところでやってくるわけですよ。いろいろなこういう、子育て支援政策でもそうですけれども、先に行けば後から必ずそこに追いかけてくるというのが、実際、今の地方自治体の行政の施策の進め方。ここで一番気になるのはこういう仙南でも比較的企業誘致にとって有利な条件をここで設定する。しかし一番問題は、宮城県も企業誘致積極的にやっている県の一つであります、そこからの情報を待つのか、やっぱり積極的に誘致に職員をどう動かしていくかということが、私は物すごい重要なことだと思っております。聞くところによりますと、企業立地セミナー、これについては県内でも蔵王町くらいなんですよね、東京と名古屋ほとんど休みなく顔を出しながら誘致活動をやっていると。そういう実績もある一つの自治体でありますし、今後、町長、やっぱり情報をただ待っているというだけではなく積極的に情報取りに行ったり、やっぱり企業立地セミナーで名刺交換等必ずしてくるはずだと思いますから、そういうところに電話確認でもできると思うんです、やっぱりそういう積極的な誘致活動の体制をもう一度見直していないと、これをつくってもなかなかいい結果が出てこないかなと思う部分がありますので、それについて町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） 馬場議員……ちょっと、あれなんだけれども、これは村井知事を先頭に県内の市町村長がですね、この企業立地に加盟しているところ、ただ加盟していないのが、前にも言ったことあるんだけど七ヶ宿町、これ飲み水の上に工業団地を造るとことはできないんであれだということです。それ以外はもう全部入っています。（「七ヶ浜」の声あり）七ヶ浜町、これは県内一面積が小さい、だけれども七ヶ浜町も実はオブザーバーでぜひ参加させていただきたいということで顔出しています。それにですね、決して蔵王町長だけが毎回顔出しているんじゃないくて、必ずそれに今度課長だとか、あとはそこで蔵王町のいろいろなブランドだとか含めて、商品の紹介だとか等々やって、相手方は名古屋だと多いときだと500社ぐらい来るんですね。ですから、そういった方々と一緒に名刺交換だとか、それとそれだけでなく蔵王町には、愛知県の場合だとクラウン・パッケージという会社あるんです蔵王町に、このクラウン・パッケージの本社というのが愛知県なんです。ですから、今回も、課長まだ訪問したことないから4年ぶりくらいで訪問させてもらったんですけども。それにやはり、今ある会社に当たっても訪問しながら、今増築もやり終わったところな

んです。ですから、いろいろな面で積極的に顔を出しています。ただ、そういった面でさっきお話した、今回提案させてもらった、そういった問題がですね、ありますし、そういったことで、一生懸命に前向きにトップ自ら動いているということだけはご理解いただければと思っています。

○議長（佐藤長成君） 7 番馬場勝彦君。

○7 番（馬場勝彦君） 町長動いているのは重々知っているんです。やっぱり、そういうのも分かっているんです。私が言いたいのは、今までやってきたことプラス、例えば今出ましたけれども、課長が訪問する。やっぱりそれが、そういう行動もありますし、やはり定期的にその企業に電話連絡とか、そういうことも積極的にやっていく必要があるんじゃないのかということなんですよ。やっぱり、町長は元営業もやっていますから、ただ一回の話だけで、比較的距離取ってしまえばなかなか相手側も好意を持ってもらえません。ですから、こういう状況をつくっていくのであれば、それに見合った職員の動かし方とか、営業の在り方とか、やっぱり情報の取り方というものを再構築していかないと、なかなかこういう条件、いい条件つくりましたといっても、企業さんが必ずしも気づいてくれるかというのも疑問視するわけですよ。ですから、町長の考え方を伺いたかったのは、その今までやってきた以上のですね、企業とのコンタクトの取り方というものを私は重要視するべきだと思うし、またこういう状況になれば、企業さんも地方に工場とか造るときに、やはり条件のいいところ、いろいろな観点から検討されてくるという時代になってきていますので、やっぱりそこはお互いの関係性を重要視してやっていかないと、なかなか来ていただけないというのが多いんじゃないかと思っておりましたので、再度、町長その辺も踏まえて、お答えいただければと思います。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） 言わんとすることはもう重々分かっていますし、そういった積極的にトップ自ら行動に移さないといけないということでもあります。

ただ、問題が、今どこの企業でもそうなんですが、働き手の問題、この少子化の中で企業誘致をしても、本当におたくの町で、その周辺で、どれだけの今高校があって何人くらいの卒業生が、1 学年で、そういったことまで聞かれるんですね。相手はもう全部調べていますから、この仙南地域。そうすると、例えば蔵王町だったら蔵王町に高校生、いってみれば、大学生も必要なんでしょうけれども、やはり工場の中で働いてもらうとなると高校生の確保というのはあれでありますし、そういった面で、なかなか人の雇用、それが一番今度重要視し

ているというのが企業の皆さんであります。その辺を、私たちも含めてバックアップしなければいけないと思っております。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）それでは、ほか質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第25号 蔵王町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置
に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第16、議案第25号蔵王町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第25号蔵王町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、引用する条項を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、詳細につきましてはご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第26号 令和6年度蔵王町一般会計補正予算（第11号）

○議長（佐藤長成君） それでは次に入ります。日程第17、議案第26号令和6年度蔵王町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第26号令和6年度蔵王町一般会計補正予算（第11号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2億2,534万6,000円を減額し、予算の総額を84億1,978万6,000円にしようとするものであります。

今回の補正予算においては、主に認定こども園増築改修工事費や統合中学校建設用地整備工事費の減額など、各種事務事業における請負差額や執行残高の整理を行うほか、ふるさと納税関連費用や給与改定に伴う人件費の補正を行おうとするものであります。

次に、第2表繰越明許費について、こども園（永野）遊具設置事業など16事業を翌年度に繰り越すものであります。

次に、第3表債務負担行為補正については、蔵王町農業経営育成対策事業補助金など2件を追加しようとするものであります。

次に、第4表地方債補正については、防災対策事業など2件を追加し、道路改良事業など7件の限度額を変更しようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。8番村上正文君。

○8番（村上正文君） 議案書81ページ、82ページをご覧いただきたいと思います。

繰越明許費の関係についてお伺いをいたします。年度内の事業完了ができなくて、翌年度に繰越しをしなければならないということで、ここに各事業が一覧表として出ておりますが、一番上のこども園（永野）遊具設置事業から一番下の統合中学校屋外運動場整備事業まで、この順序でそれぞれ繰越しになる理由について説明をいただきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 上のほうから順次、3番から、民生費から、これは子育て支援課長から。

○子育て支援課長（鹿島亜希君） 答えいたします。

まず、こども園（永野）の遊具設置事業でございます。こちらについては、今回の3月補正の議案に掲載しておるんですけども、企業版のふるさと納税が、町に子育てのために寄附された企業様から申出がございまして、そちらを一部活用させていただき、遊具の設置を行うものでございます。

それに伴いまして、遊具の設置を今回進めるわけですけども、企業様から8月までにその設置を進めていただきまして、贈呈式なども挙行していただきたいということで、3月補正に計上しまして、速やかに発注をし、繰越しをして8月完成を目指すということで、繰越しをお認めいただくものでございます。

続きまして、出産・子育て応援給付金につきましては、35万円の繰越しを計上しております。こちらにつきましては出産5万円、子育て5万円の出産・子育て応援給付金でございますが、現在出産予定の方につきましては、今後4月に届出があるであろう方の分につきましては繰越しをさせていただくものでございます。今年度中に出産、妊娠をしておりますが、届出が4月になるであろう方を35万円分繰り越して支出をする予定でございますので、繰越しを計上しているものでございます。

続きまして、子育て世帯への物価高騰臨時特別給付事業ということで689万5,000円の繰越しを計上させていただいております。こちらにつきましては3月の広報さおうにも掲載しておりますが、住民税課税世帯の子育て世帯へ1万円を給付するものでございます。約680世帯を想定しておりまして、申請期限が4月30日となりますことから、この事業を令和6年度から令和7年度へ繰越しさせていただきまして、給付が令和7年の5月中旬くらいになることから、繰越しとして計上させていただくものでございます。

以上、子育て支援課分の説明を終わります。

○議長（佐藤長成君） それでは次、4番の衛生費については上下水道課長。

○上下水道課長（平間勝文君） それでは、衛生費の保健衛生費についてご説明申し上げます。

まず、今回繰越明許費となる予定のものは3件ございます。

まず、一番上の県道白石上山線水道管布設事業でございますが、これ一般会計のほうから工事をやれば出資金という形で安全対策費が出資されることになっておりまして、こちらが今回対象なんですけれども、こちらのほう実は昨年末職員が1名退職したり、その後突発的な漏水事故とか結構発生したことによりまして、ちょっと事業の年度内完成が難しいということで、繰越し予定を考えてございます。

また、この2番目、3番目でございますが、県道上山線の第2期工区でございますが、こちらにつきましては国の内示がございまして、本来令和7年度予算ということで計上を考えておったものなんですけれども、国の内示がございまして今回3月補正、水道会計のほうの予算見ていただければ分かるんですけれども、計上してございます。

同じく、緊急連絡管布設事業ということで、こちら松ヶ丘で白石との連絡管を結ぶというやつ、これも令和7年ということで予定しておったんですが、国の内示が今回の3月に出了たもので、3月に補正を行って翌年度に繰り越すという形で、こちらのほう出資金という形で2件ほど上げてございます。

以上でございます。

○議長（佐藤長成君） 次に、7番目の商工費については農林観光課長、答弁願います。

○農林観光課長（佐藤敏彦君） お答えいたします。

初めに、商工費の蔵王登山道整備事業41万8,000円でございますけれども、当初予算で計上させていただいておりました。こちらにつきましては、案内看板を2か所設置するというところで計上しておりましたが、登山道の管理者、土地所有者等の関係機関との調整がちょっと困難ということで、不測の日数を要したために繰越しを実施するものでございます。

続きまして、生活応援商品券配布事業、こちらにつきましては今年1月に予算をお認めいただいたものでございます。現在、3月1日から5月31日までの3か月間で使用ということになりますので、年度をまたぐ事業となることから、費用の一部を繰越しさせていただくものでございます。

○議長（佐藤長成君） 続いて、8番の土木費については建設課長から答弁願います。

○建設課長（大槻健一君） 土木費1番目、町道湯口線道路改良事業につきましては、施工条件の調整に不測の日数を要し、年度内の工事の完成が困難となったため、繰越しをこちらのほうに提案しているものでございます。

続いて2番目、統合中学校外周道路事業につきましては、関連する工事との調整に不測の日

数を要しまして、年度内の完成が困難となったものでございます。あわせて用地の補償、それから物件の補償につきましても、繰越し手続を今回載せているものでございます。

続いて、下八山橋改良事業県工事負担金につきましては、施工条件の調整に不測の日数を要したため、年度内の完成が困難となったためでございます。

以上です。（「都市計画費」の声あり）失礼しました。

都市計画費、総合運動公園改修工事実施設計事業、こちらは遊具設置に係る設計条件の整理に不測の日数を要し、設計業務の年度内完成が困難となったためでございます。

○議長（佐藤長成君） 続いて、10番目の教育費については教育総務課長から答弁願います。

○教育総務課長（日下光義君） それではご説明いたします。

まず初めに、統合中学校屋外運動場整備工事費積算事業となりますが、こちらについては今回教育総務費で4つの繰越し明許費提案させていただいておりますが、この中の一番下、統合中学校屋外運動場整備事業が年度内の工事の完了が難しくなったことから、今回繰越しを提案させていただいております。それに伴いまして、今後の設計の変更などを含めた工事費の積算というのがまた必要になってまいりますので、こちらの積算事業についても繰越しを提案させていただいているものとなっております。

続きまして、開発許可支援事業ですけれども、こちらにつきましては1ヘクタールを超える面積で事業を行う場合、宮城県から開発許可を取る必要があるわけですけれども、現在統合中学校の外周道路の工事が、南側の町道で行われている部分ありますけれども、そこでの用地の取り合いなどがまだ確定していない部分があるということで、分筆とか、くいを打ったりとかという部分が進められない部分ということで残っているものがありますので、こちらの開発許可の支援事業についても繰越しを提案させていただいております。あわせて、東側駐車場の設計事業という部分についても、南側の部分で道路改良の工事と関わる部分が出てくるために、今回繰越しということで提案をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 8番村上正文君。

○8番（村上正文君） ありがとうございます。

今、説明をいただいておりますおむね理解をしたところなんですけど、その中で土木費の道路橋梁費の関係ですね、説明の内容として、例えば施工条件の調整に不測の日数を要したというのはどういうことなのか全然分からないので、もう少し詳しくこの道路橋梁費の関係、説明をいただければと思います。

○議長（佐藤長成君） 建設課長。

○建設課長（大槻健一君） お答えいたします。

地権者さんと、それから隣接する現地の方々との話合いの中で、これをやってほしいとかそういう要望を受けることが多々あります。ただ、できることとできないことが当然ございますので、そちらの調整のほうに時間を要したということでございます。

それから、統合中学校の外周道路事業については、関連する工事ということで、統合中学校の造成工事の関連する部分がありましたので、そちらの工程的な部分での調整に時間を要したということになります。

それから下八山橋の改良につきましては、こちらは通行止めと一時通行止め、そういった現地との調整、現場等の勾配等の調整、仮設道路の設計のところで不測の日数を要したということでございます。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） 114ページの認定こども園費の工事請負費の400万円なんですけれども、説明にあったように企業版ふるさと納税を使ってということだったんですけれども、これ永野認定こども園の遊具設置なんですけれども、認可外保育園等に対する企業版ふるさと納税を使ったような遊具の設置なんかも考えられなかったのか、ちょっとそこをお聞きしたかったんですけれども。

○議長（佐藤長成君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（鹿島亜希君） お答えいたします。

企業版ふるさと納税という趣旨でございますが、あくまでも当町に子育てのために使ってほしいということでございまして、今回、令和7年4月に運営開始する永野こども園にもうちょっと遊具を設置していただけないかという要望をしたところ、その企業とマッチングしまして、企業版のふるさと納税を頂くという経緯になったわけでございますが、あくまでも企業版ふるさと納税は市町村に対しての寄附でございますので、今回認可外保育園等への寄附、遊具の設置というのは想定はしておりませんので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） ありがとうございます。

これ、町長にお伺いしたいんですけれども、認可外こども園も今やほとんど公立の保育園と同じように扱って、まして蔵王町では保育園の保育料まで一応差額を埋めて出しているぐら

い、もう公立保育園と同じように扱っているわけじゃないですか、子供のあれとしてね、蔵王町の子育て環境を守る一助としてあるわけですから、そちらのほうも検討していただくというのは当たり前じゃないかなと思うんですけども、町長いかがですか。

○議長（佐藤長成君） 平間議員に申し上げますが、今回補正予算で認定こども園、そのふるさと納税版で、町に対して使っていただきたいという相手方の要望もあることから、こういった予算の計上です。今、平間徹也議員の質問については、この議題外の内容となりますので、この議題書、予算の関係で質問されるようにお願いします。1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） すみません。

農業振興費の報償費で、このコーディネーター謝礼金というのがあるんですけども（「何ページですか」の声あり）すみません、120ページです。120ページの報償費、コーディネーター謝礼費42万7,000円なんですけれども、これはもう、この事業やらなかったということなんですよね。丸々全くやらなかったということではよろしかったでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 農林観光課長。

○農林観光課長（佐藤敏彦君） お答えいたします。

こちらの予算につきましては、地域地産地消のコーディネーターの委託ということで、6次化産業に取り組むための講師謝礼ということで予算を計上させていただいておりました。謝礼金といたしまして8回分、また費用弁償ということで、交通費関係ということで合わせて50万円ほどの予算を計上させていただいたところでございますけれども、今回そちらのほうの講師関係、またコーディネーターの委託が発生するような案件がなかったことから、こちらの分を減額ということにするものでございます。

○議長（佐藤長成君） 1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） あと、103ページの総務費なんですけれども、蔵王パラオ国際交流事業実行委員会ありますけれども、これも全くやらなかったということですか。

○議長（佐藤長成君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（高橋幸治君） お答えいたします。

こちらは、令和6年の春にパラオ政府と協議しまして、パラオ政府のほうから実施できないというお話がありまして、書面決議で実施したことから、実行委員会負担金のほうは使用しませんでしたので今回減額するものです。

○議長（佐藤長成君） それでは、このまま続けたいところですけども、それでは、ほか質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いた

します。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後0時08分 休憩

午後0時09分 再開

○議長（佐藤長成君） 再開いたします。

それでは、これより審議を続けます。

日程第18 議案第27号 令和6年度蔵王町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第18、議案第27号令和6年度蔵王町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第27号令和6年度蔵王町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億533万1,000円を減額し、予算総額を15億3,776万1,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、歳入において県支出金を減額し、歳出において保険給付費を減額しようとするものであります。

なお、詳細につきましてはご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありません

ので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第28号 令和6年度蔵王町宮財産区特別会計補正予算（第3号）

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第19、議案第28号令和6年度蔵王町宮財産区特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第28号令和6年度蔵王町宮財産区特別会計補正予算（第3号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ28万9,000円を追加し、予算の総額を271万円にしようとするものであります。

その主な内容は、歳入において繰入金を追加し、歳出においては財産区管理会費を追加しようとするものであります。

なお、詳細につきましてご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第29号 令和6年度蔵王町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第20、議案第29号令和6年度蔵王町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第29号令和6年度蔵王町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2,259万7,000円を減額し、予算総額を14億5,848万9,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、歳入において国庫支出金及び支払基金交付金を減額し、歳出においては保険給付費を減額しようとするものであります。

なお、詳細につきましてはご質疑より主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。13番村上一郎君。

○13番（村上一郎君） 介護保険の減額の補正が計上されましたけれども、154ページと、あと155ページですね、保健事業費なんですけれども、両方とも特定健診委託料、それから人間ドックの委託料、ある程度の大きい金額で減になっているんだなと思って見たんですけれども、これについて説明をいただければと思います。

○議長（佐藤長成君） 今の質疑は国保関係です。今、介護保険事業で質疑を求めていますので。

ほか、質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 1 議案第 3 0 号 令和 6 年度蔵王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第21、議案第30号令和 6 年度蔵王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第30号令和 6 年度蔵王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ15万5,000円を追加し、予算の総額を 1 億8,504 万4,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、歳入において後期高齢者医療保険料を追加し、歳出においては後期高齢者医療広域連合納付金を追加しようとするものであります。

なお詳細につきましてはご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 2 議案第 3 1 号 令和 6 年度蔵王町国民健康保険蔵王病院事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第22、議案第31号令和 6 年度蔵王町国民健康保険蔵王病院事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第31号令和6年度蔵王町国民健康保険蔵王病院事業会計補正予算（第3号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、収益的収入において予定額から7,860万9,000円を減額し、総額を4億6,638万1,000円に、収益的支出においては予定額から471万円を減額し、総額を4億6,450万2,000円にしようとするものであります。

また、資本的収入においては予定額に198万3,000円を追加し、総額を1,052万9,000円に、資本的支出においては予定額から37万円を減額し、総額を2,353万2,000円にしようとするものであります。

次に、債務負担行為については、患者送迎バス運転業務委託料を追加しようとするものであります。

次に、企業債については、医療施設等整備事業の限度額を変更しようとするものであります。

なお、詳細につきましてはご質疑により事務長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。3番佐藤敏文君。

○3番（佐藤敏文君） それでは、議案書184ページですね。

今回、蔵王病院なんですが、この予算書を見た限りでは非常に、プラスマイナスすると黒字になっているのかなという感じがしたんですけども、実は実は12月に大幅に繰入れをしているといったことがありました。それで、今回3月補正で医業収益の中が7,500万円ほどマイナスということで修正になっているんですけども、この要因はどうなんでしょうか。あまりにも大きな医業収益のマイナスなものですから、この辺の確認をさせていただきます。

○議長（佐藤長成君） 病院事務長。

○病院事務長（鈴木智子君） お答えいたします。

187ページのところでご説明したいと思っております。

医業収益の中で、1目の入院収益で約7,300万円減額しております。予算のところでは、当初予算では28名入院するであろうという予算化いたしました。12月等々でもご説明いたしておりますけれども、現在ですと平均して14名の入院でありますので、約28名の予算に対して14名の入院ということで、残念なことなんですけれども半分の減額ということになりました。

た。2目の外来につきましては100万円減額しておりますけれども、ここも若干なんですけれども、1日30名の外来があるだろうということで当初予算化しております、現在のところ27.5人ということで月別で見ますと9月ぐらいから微増はしております。30名超える日も、先日たまたま40名超えたという日もございましたが、微増なんですけれども若干、30名に対して27.5人ということですので、100万円減額させていただきたいと思います。

やはり病院といたしましても、収入増になるように、入院も各医療機関から連携を取りまして、転院させていただく等、努力しておりますけれども、なかなか。外来は見ていますと、入院に比べると医療費が少ないというんですか、お安いというんですかね、やはり入院になりますと桁が違いますので、やはり入院を増やしていくということが収益を上げていくということになりますので、今後も入院患者が増えますよう努力してまいりたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 3番佐藤敏文君。

○3番（佐藤敏文君） ぜひともですね、もう既に改革プランも始まっておりますので、好転されるように努力していただければと思います。

それともう一つ、187ページを見ますと、他会計補助金のほうが、当然通常の補助もありますけれども、全体で2億9,211万1,000円、そのような状況になっていきますので、やはりまだまだ足りない部分があると思いますので頑張って、努力していただければと思います。

それと、議長、別件でよろしいですか。（「別件、どうぞ」の声あり）今回、190ページなんですが、消耗備品費ということで220万円ほど上がっておりますけれども、この部分について伺います。

○議長（佐藤長成君） 病院事務長。

○病院事務長（鈴木智子君） お答えいたします。

先日の代表質問のときに、町長のほうでちらっと話出しましたけれども、マイクロバス、病院のマイクロバスを活用してはどうかと言われたときにちらりと出しましたけれども、病院のマイクロバスかなりもう年季も入っており、走行距離キロ数もかなり行って、本当に笑い話ではないんですけれどもトンカチとかドライバーでたたいてエンジンをかけたりとかしている状況で、故障もかなり、走ると故障ということで、車屋さんに出しますともう部品も取れない状況ですよという状態で走っております。そこで困りまして、秋口から町長のほうとも新車を買っていただけないかという話をしたら、なかなか病院経営も難しい、たまたま車屋さんのほうにも聞きますと今マイクロバスもワゴン車も受注停止になっていつ入るか、注文しても車がいつ入るか分からないという回答を車屋さんのほうから得まして、やはり病院のバ

ス、タクシーもなくなったということで、病院バスで通ってこられている方、これが止まってしまうと困るということで車を探しまして、たまたま中古車にはなるんですけども、ちょっと小さい、マイクロバスではなくてワゴン車の中古車ワゴン車を見つけました、15人乗りのワゴン車を見つけましたので、それを購入して病院バスとしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（佐藤長成君） 3 番佐藤敏文君。

○3 番（佐藤敏文君） 分かりました。ありがとうございます。

今回、近隣のタクシー会社もおやめになって、やはり蔵王病院の送迎バスというのは非常に大切な、病院にとっても患者さんにとっても大切なものであると認識しております。ぜひとも、今回更新されるのであれば、やはり今までのように、空気運んでいるような状態ではなくて、やはり満杯で送迎できるような状態に持っていければと思います。

終わります。

○議長（佐藤長成君） 答弁はいいですか。ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）

それでは、ほかに質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 3 議案第 3 2 号 令和 6 年度蔵王町水道事業会計補正予算（第 4 号）

○議長（佐藤長成君） 続きまして、日程第 23、議案第 32 号令和 6 年度蔵王町水道事業会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第 32 号令和 6 年度蔵王町水道事業会計補正予算（第 4 号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、収益的収入において上水道事業収益の予定額に 78 万 5,000 円を追加し、総額を 4 億 5,576 万 3,000 円に、収益的支出においては上水道事業費用の予定額に 873 万 3,000 円を追加

し、総額を4億4,741万5,000円に、簡易水道事業費用の予定額から7万7,000円を減額し、総額を695万4,000円にしようとするものであります。

また、資本的収入においては上水道事業資本的収入の予定額に1,870万8,000円を追加し、総額を2億3,924万円に、資本的支出においては上水道事業資本的支出の予定額に1,409万9,000円を追加し、総額を3億6,485万4,000円にしようとするものであります。

次に、企業債については老朽施設更新事業等の限度額を変更しようとするものであります。

なお、詳細につきましてはご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第33号 令和6年度蔵王町下水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第24、議案第33号令和6年度蔵王町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第33号令和6年度蔵王町下水道事業会計補正予算（第4号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、収益的収入において予定額に3万7,000円を追加し、総額を2億4,039万8,000円に、収益的支出においては予定額から80万5,000円を減額し、総額を2億6,594万8,000円にしようとするものであります。

また、資本的収入においては予定額から3,672万円を減額し、総額を2億1,026万円に、資本的支出においては予定額から1,826万4,000円を減額し、総額を2億7,497万円にしようとする

ものであります。

次に、企業債については広域下水道事業及び流域下水道事業の限度額を変更しようとするものであります。

なお、詳細につきましてはご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後0時33分 散会